

令和8年4月から「胃ろう又は腸ろうによる経管栄養」に関する 従事者認定証（1号・2号）表記を変更しました

令和8年4月以降※、新たに発行（再交付を含む）する**従事者認定証（省令別表第一号、第二号研修修了者）**の様式を変更し、特定行為種別のうち「胃ろう又は腸ろうによる経管栄養」について、**研修で修了（使用）した栄養剤の種類に応じた区分表示となりました。**

特定行為種別欄を確認の上、認定特定行為従事者の修了した区分に応じて特定行為を実施するなど、適切に対応いただくようお願いします。

※3月16日以降に申請したもの（修正依頼中の申請含む）が対象となります。

認定特定行為業務従事者認定証（省令別表第一号、第二号研修修了者）【変更後】

特定行為種別
「胃ろう又は腸ろうによる経管栄養」
は研修の修了内容に応じて
①から③のいずれか1つに○を記載

滴下栄養剤のみで
修了した場合
②に「○」を記載

半固形栄養剤のみで
修了した場合
③に「○」を記載

	口腔内の喀痰吸引
	口腔内の喀痰吸引（人工呼吸器装着者）
	口腔内の喀痰吸引（人工呼吸器装着者）
	気管チューレ内部の喀痰吸引（人工呼吸器装着者）
①	胃ろう又は腸ろうによる経管栄養
②	胃ろう又は腸ろうによる経管栄養（滴下のみ）
③	胃ろう又は腸ろうによる経管栄養（半固形のみ）
	経鼻経管栄養

滴下及び半固形栄養剤
両方を修了した場合
①に「○」を記載

【留意点】

- ・変更前の認定証は引き続き有効であり、今回の変更に伴う手続き等は必要ありません。
- ・ただし、変更前の認定証に「胃ろう又は腸ろうによる経管栄養」が記載されている方のうち、滴下（栄養剤）のみ又は半固形（栄養剤）のみで研修を修了した方が、**研修未修了の栄養剤を使用した経管栄養を実施する場合は、未修了の栄養剤を使用した喀痰吸引等研修の再受講が必要となります**（研修修了後の認定申請手続きは不要です。）。

※②または③に「○」が記載されている認定証を取得した方で、未修了の栄養剤による研修を受講した場合は、研修後の認定申請手続きが必要です。

【本案内に関する問合せ先】

公益財団法人東京都福祉保健財団福祉人材養成室 たんの吸引担当

TEL：03-3344-8629（平日9時から17時30分まで）